

人と自然が融和した にぎわいある元気都市 出水市

景観まちづくりの新たな展開
—景観法施行5年を迎えて—

平成23年2月15日
鹿児島県出水市長 渋谷俊彦

鹿児島県出水市

平成18年3月13日 新出水市誕生

(出水市、高尾野町、野田町の1市2町による合併)





人口 56,154人
世帯数 24,213世帯
総面積 330.06km²



平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害
(出水市役所前)

米之津川激特事業



延長3.9km

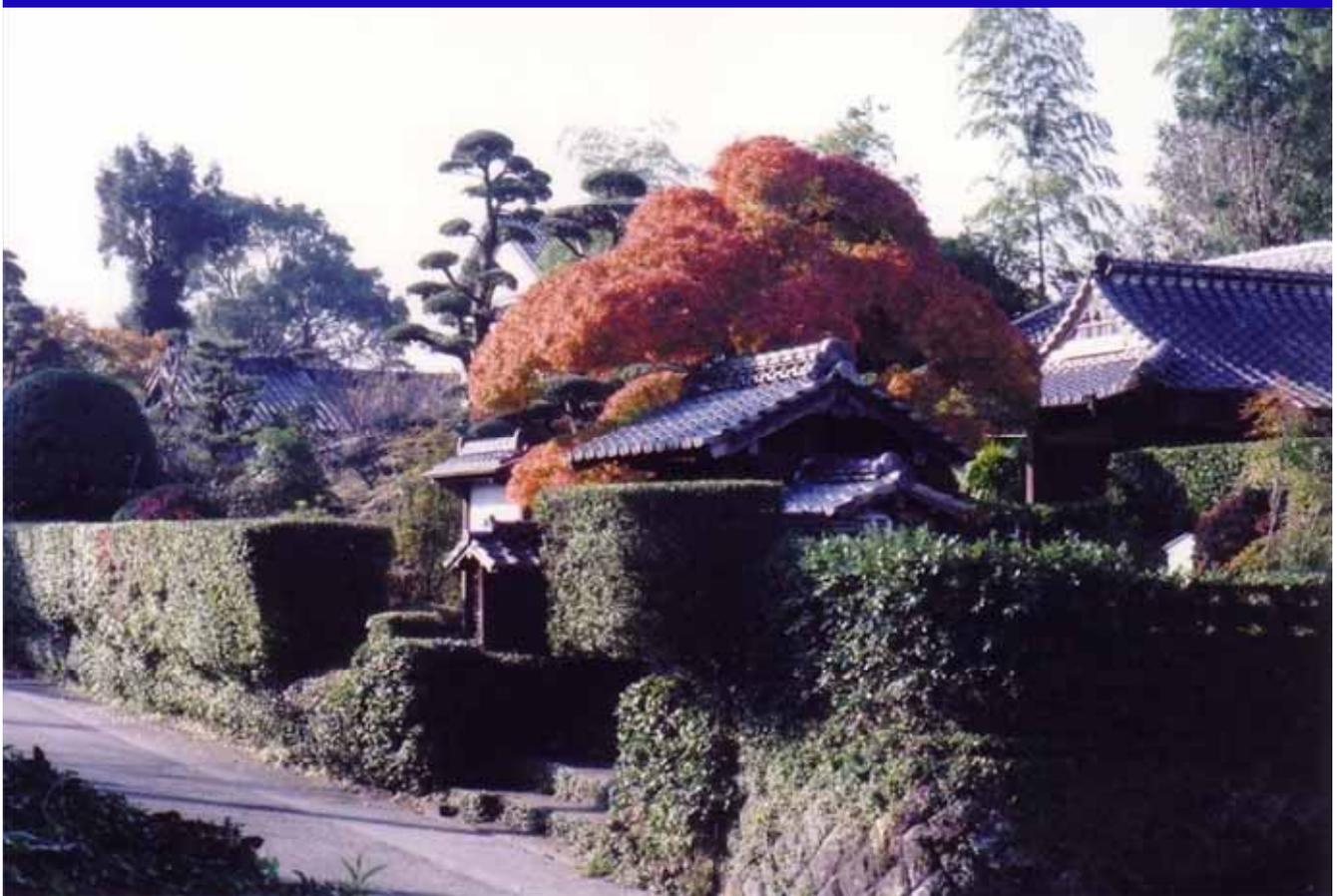
日本一のツルの渡来地



出水ツルマソン大会(2月)



出水麓武家屋敷群(重要伝統的建造物群保存地区)





出水麓武家屋敷群(重要伝統的建造物群保存地区)



麓まつり(11月)

平成21年6月、「出水麓地区(出水麓街なみ保存会)」が「美しいまちなみ優秀賞」を受賞しました。



NHK大河ドラマ「篤姫」ロケ地

デコポン



植木市



海苔養殖



ケタ打瀬船とエビ



平成23年3月12日九州新幹線全線開業



南九州西回り自動車道(完成予想図)



出水市景観計画

- ・ 出水市ではこれまで「**出水市総合計画**」などの計画に基づき、様々な施策を推進してきました。
- ・ 市全体としての景観づくりの目標や方針はなく、具体的取組みは不十分でした。

平成17年6月、景観法全面施行

出水市らしさを活かした美しい景観づくりを積極的に推進していくため、平成19年3月13日に「**景観行政団体**」となり、平成19年度より3カ年で、景観計画を策定することになりました。

平成19年度 景観資源分析調査

平成20年度 景観計画策定委員会（3回）
景観に関する市民アンケート調査
景観計画策定プロジェクトチーム会議（市職員、3回）



策定委員会の様子

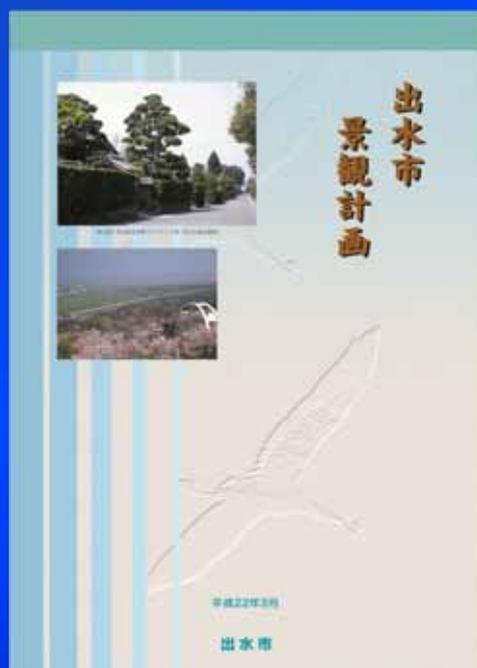
平成21年度 景観計画策定委員会（3回）
景観セミナーIN出水（150名来場）
景観まちづくり講座（3回）
パブリックコメントによる意見募集（2回）
地域審議会
都市計画審議会



景観まちづくり講座の様子

平成22年 4月 1日 条例一部施行（届出制度を除く。）

10月 1日 条例全部施行



景観計画の主な内容

- 景観計画区域及び景観づくりの基本方針
- 届出制度に関する事項
- 景観重要建造物及び樹木等に関する事項
- 景観形成重点区域に関する事項

出水市では、

景観資源や景観に関する課題が市全域に存在していること

山並みから出水平野を経て八代海に至る景観の連続性そのものが、当市の魅力の一つである自然景観をつくりだしていること

などから、景観づくりは市全域取り組んでいく必要があります。



市内全域を景観計画区域とします

《出水市の景観の将来像》

歴史に満ちたふるさとでありつづける
鶴のまち出水

《景観づくりの基本方針》

- ①ふるさとの自然景観を守ります
- ②歴史的な景観資源を暮らしの中で育みます
- ③うるおい豊かなまちづくりを図ります
- ④組織づくり・ルールづくりを進めます

届出対象とする行為とその規模①

種 別		対象とする行為の規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築、増築、改築、移転 ・ 大規模な修繕、外観の模様替え又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが13mを超えるもの若しくは3階以上、又は延べ面積が500㎡を超えるもの ・ 増築、改築により上記規模に達する建築物
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築、増築、改築、移転 ・ 大規模な修繕、外観の模様替え又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行令第138条の規定により指定されているもの ・ 増築、改築により上記規模に達する工作物



届出対象とする行為とその規模②

項 目	対象とする行為の規模
・ 建築物の建設のための開発行為	3,000㎡以上の当該行為



届出対象とする行為とその規模③

項目	対象とする行為の規模
<ul style="list-style-type: none">・土砂の採取、鉱物の採取その他土地の形質の変更・水面の埋立て又は干拓	3,000㎡以上の当該行為
<ul style="list-style-type: none">・木竹の皆伐	3,000㎡以上の当該行為



届出対象とする行為とその規模④

項目	対象とする行為の規模
<ul style="list-style-type: none">・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	500㎡以上の当該行為



景観形成基準①

区分	項目	内容
建築物 工作物	外観	市民の共有財産である、山並みや八代海、田園など自然風景、歴史文化を尊重し、落ち着いてまとまりのある形態・意匠・素材とする。
		屋根の形状は、周囲の建物や山々の稜線が形成するスカイラインから大きく逸脱しないようにする。
	高さ	周囲のまちなみから突出しないよう配慮する。また背景となる山並みや丘陵地の稜線を遮らない高さとする。
	配置	道路境界からの後退や、接道部への植栽等によりゆとりある空間の創出を図り、通りに接する壁面が圧迫感を与えないようにする。
	外構	生垣等による敷地際の緑化を行い、工場等の無機質な印象や威圧的な印象を和らげ、周囲の生垣等と相まって緑豊かな街なみをつくるようにする。
		駐車場、駐輪場は生垣で覆う、緩衝帯を設ける、建築物で隠すなど沿道から直接見えないように配慮する。
	照明	周辺住民や生活環境への影響を配慮し、閃光を発するなど過度の明るさや色彩の照明を用いない。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 壁や屋根における高彩度の色や色の多様は避ける。 周囲が田園・山地等の自然景観である場合は、高明度の色は避ける。 マンセル値により色相R~5Yは彩度8以下、それ以外の色相は彩度4以下とする。 	

景観形成基準②

行為	項目	内容
<ul style="list-style-type: none"> 土地の開発 土地の開墾、土石・鉱物の採取、その他土地の形質の変更 	地形	<ul style="list-style-type: none"> 行為後の地形が、周辺の地形と著しく不調和とならないよう、行為前の地形を活かした構造及び形態とする。
	法面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 法面や擁壁が、長大にならないように線形等を工夫する。 法面や擁壁はできる限り道路など公共の場から目立たないよう、設ける位置等を工夫する。 緑化や植樹による隠蔽等を行い、周辺の自然景観や街なみと調和するよう努める。
		<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は、素材や表面処理の工夫、前面緑化等の工夫を行い、周辺の自然環境及び街なみと調和するよう努める。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 市街地から見え、景観の背景となる斜面については、周辺の植生を参照に緑化に努める。
<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源は、生態系に配慮してできる限り保全・活用するよう努める。 		

景観形成基準③

行為	項目	内容
木竹の皆伐	伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採跡地ができる限り道路など公共の場から目立たないよう道路の間に樹林を残すなどの工夫をする。 ・ 伐採の面積は必要最小限とし伐採後は植林に努める。
	地域固有の緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域を特色付けている樹木、生垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。
屋外における物品の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に人の目に触れる機会が多い敷地の道路側では、道路から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。
水面の埋立て又は干拓		<ul style="list-style-type: none"> ・ うるおいある自然景観をもたらす自然の水面は、できるかぎり保全・活用するよう努める。 ・ 護岸等が生じる場合は素材、形態、配置、植栽等の工夫により周辺の自然環境及び街なみとの調和に配慮する。



修正前



修正後



景観形成のための仕組み

- 景観重要建造物
- 景観重要樹木
- 景観重要公共施設



景観重要建造物

イメージ



景観づくりの上から、重要な価値が認められる建造物で、道路その他の公共の場からだれでも見ることができるもの

【指定の方針】

- 地域のシンボルとなっている建造物で、市民に親しまれているもの。
- 周辺地域の良好な景観を特徴づけているもの。
- 地域の歴史的、生活・文化的または建築的価値のあるもの。

指定

景観重要樹木

イメージ



景観づくりの上から、重要な価値が認められる樹木で、道路その他の公共の場からだれでも見ることができるもの

【指定の方針】

- 地域のシンボルとなっている樹木で、市民に親しまれているもの。
- 周辺地域の良好な景観を特徴づけているもの。
- 歴史的、生物学的に価値のあるもの。

指定

景観重要公共施設

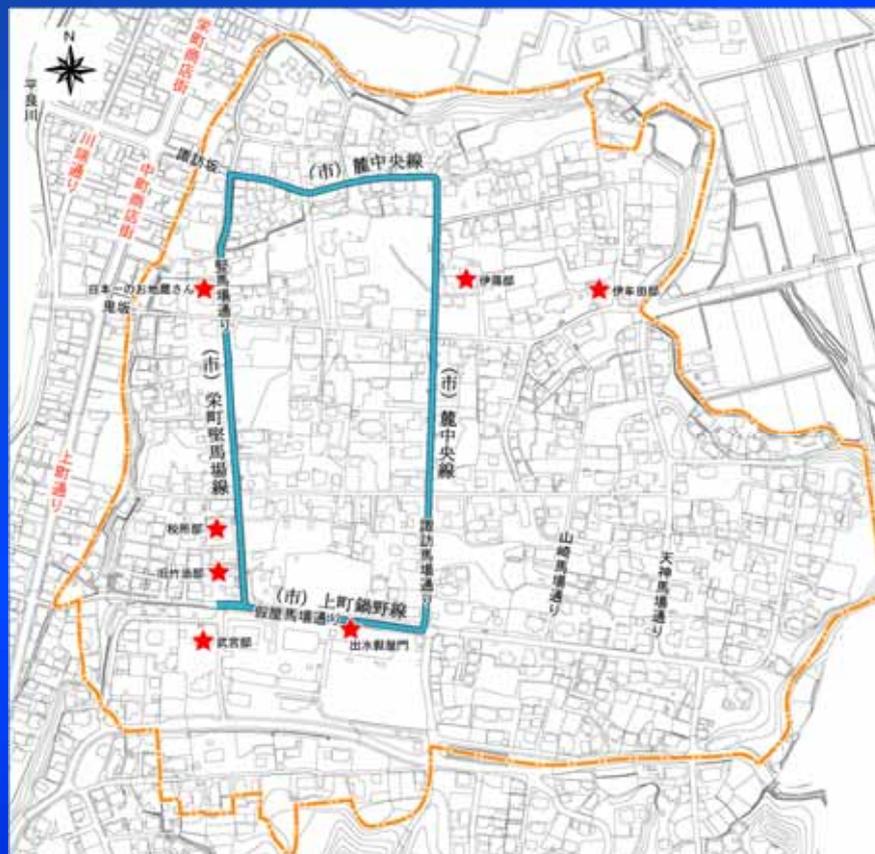
景観重要公共施設

以下の市管理道路で、
右図に示す範囲

- ・ 栄町堅馬場線
- ・ 麓中央線
- ・ 上町鍋野線

凡例

- 出水量伝統的建造物群保存地区
- 対象施設
- 主な景観資源



無電柱化の推進

整備後の様子



無電柱化の推進



裏配線方式により事業推進

景観形成重点区域

位置づけ	地域独自の景観づくりを重点的に進める区域
目的	景観法等を活用した景観形成の重点的な推進 地域の景観づくりの目標や基本方針、具体的方策の明確化 地域住民を主体とした景観まちづくりの推進
指定の メリット	景観法等の活用による、景観づくりの優先的な推進 地域特性に応じた景観づくりの取組みの推進 景観づくりの方向性の明確化による景観形成の具体的な推進 地域住民主体による継続的な景観づくりの取組みへの展開 景観づくりの機運向上

- ・ 出水麓・本町商店街区域
- ・ 野田郷区域

出水麓・本町商店街区域



歴史を継承し、新たな活力を生み出す、
温故知新の景観まちづくり



出水麓伝建地区(竹添邸)



本町通り商店街

野田郷区域

薩摩の歴史にふさわしい景観まちづくり



九州新幹線(さくら)



「人々の知恵と活力で築くまちづくり」



人と自然が融和した
にぎわいある元気都市 出水市





ご清聴ありがとうございました